

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する モニタリング会合

2023 年度 第 1 回 議事要旨

■ 開催概要

<日 時> 令和 5 年 6 月 29 日（木）10:00～12:00

<場 所> オンライン開催（Teams）

■ 出席者

<委員>（座長以下 50 音順）

岡田座長、生貝委員、伊永委員、善如委員、武田委員、増島委員、百歩委員、平山委員、和久井委員

<オブザーバー>

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 金藤 ICT 委員会委員長

一般社団法人 EC ネットワーク 沢田理事

一般社団法人日本新聞協会 デジタル広告部会 酒井部会長

公益社団法人日本アドバイザーズ協会・一般社団法人デジタル広告品質認証機構 小出専門研究員・事務局長

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 柳田事務局長

<関係省庁>

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 扇企画官

総務省 総合通信基盤局 消費者行政第二課 丸山課長補佐

消費者庁 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 落合室長

個人情報保護委員会事務局 大星企画官

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、日置デジタル取引環境整備室長

（令和 5 年度事務局運営支援業務委託先）（株）野村総合研究所、（株）イベント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 本会合の開催等について
 - (2) モニタリング・レビューの進め方について
3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の開催について

資料2 デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の議事の取扱い等について

資料3 事務局提出資料

参考資料1 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価
(総合物販オンラインモール及びアプリストア分野)

参考資料2 寄せられたパブリックコメントの概要と回答

参考資料3 モニタリング会合意見とりまとめ

■ 討議概要

(1) 本会合の開催等について

- 事務局から、資料1に基づき本会合の開催について説明。
- 岡田座長から、資料2に基づき本会合の議事の取扱い等について説明し、全会一致により決定。

(2) モニタリング・レビューの進め方について

- 事務局から、資料3に基づき今年度の議論の進め方について説明。
- その後、モール・アプリとデジタル広告の各分野における議論の進め方について、委員等より発言がなされた。概要は以下のとおり。

<モール・アプリ分野>

- ✓ 昨年度は情報開示等の改善が見られた一方、課題の整理や要対応事項の指摘を行った。今年度は指摘について、体制整備を含めて、どのように対応したか客観的に検証可能な形で事業者の説明をもらいたい。
- ✓ データの取扱いや管理態勢が重要な観点である。大臣評価を踏まえた具体的な改善状況について、エビデンスを基に確認していきたい。
- ✓ 今年度は既存の大臣評価を基点に昨年よりも前進した新しい取引環境を想定して評価を行いたい。

透明化法の官民共同レビューはコミュニケーションサイクルであり、市場環境等の変化を踏まえながら取組を進化させる必要がある。透明化法上の義務の履行有無だけでなく、より広い運営改善や中長期的な技術革新の視点も含め、他社の先進的な取組を自社に取り入れる、他社に先駆けてクリエイティブな改善措置に取り組む場合は、会合で取り上げて積極的に評価したい。

- ✓ 本会合での議論や事業者ヒアリングを通じてアジャイルガバナンスの手法が実践された結果、透明性や公平性について様々な改善が実現したと考えている。世界的に先進的な取組であり、長期的に継続してほしい。
- ✓ 提出された定期報告書を見て継続的な改善を期待して検討を行うべき項目を特定したい。既に考えている項目としては、アカウント停止等に対する利用事業者からの不服申立てについて、異議を申し立てることを躊躇させるような仕組みが残っていないかなど、手続きや判断内容の適正性の観点からさらに検討したい。また、特定デジタルプラットフォームと利用事業者間のコミュニケーションの充実が大切であり、その双方向性の確認や、従業員に対する透明化法に関する社内教育の工夫についても説明を伺いたい。
- ✓ 基本的な論点に変化はなく、昨年度のコメントに対してどのような取組をしたのかが評価の中心になる。取組が機能している点、そうでない点をそれぞれ見ていきたい。
- ✓ ヒアリングについては、時間の制約上難しいが、対話形式の機会を提供いただきたい。今年度の透明化法の議論は、現在生じている個別の事象の改善にとどまらず、一定程度普遍化した課題に係る取組にもつなげていくことが重要である。
- ✓ 消費者保護の政策の反映がどのように利用事業者向けの規約に反映されるか、利用事業者へ説明されるかに注目したい。また、関係官庁を含む多くの関係者と迅速な調整が必要になる際、デジタルプラットフォーム事業者の国内管理人が重要になるため、その権限についても注目したい。オンラインモールでは、消費者はランキングの上位に出てくる商品や事業者をよいものと認識する傾向にあり、自社優遇や検索順位の透明性や公正性について、アプリストアでは、アプリの安全性確保のための規約の動向について注目していきたい。
- ✓ 初年度のモニタリング会合で、各デジタルプラットフォーム事業者のビジネスモデルの特徴や考え方を一定把握できた。今年度は、大臣評価を受けて改善がみられた部分や、新たに導入されたルールについて検討したい。評価の点では、デジタルプラットフォーム事業者と利用事業者側からの見え方から異なる場合がある。評価する上で情報源としては、相談窓口の活動が重要となる。デジタルプラットフォーム事業者は、関係省庁から、消費者保護等、様々な要請を受け、利用事業者に取組を促している。こうした取組と透明化法上の利用者保護の関係性について、情報交換、意見交換の機会を持つことを希望する。

<デジタル広告分野>

- ✓ 手数料の詳細が不透明であるため、広告主やパブリッシャーの取引上の交渉力が発揮されず、手数料の高止まりにつながっている、との見立てもある。取引関係の透明性は公正な競争の土台であり、取引の透明性を高める上で、本会合の果たす役割は大きい。
- ✓ プラットフォーム事業者の内部統制の体制や、機能の十分性を確認するためのエビデンスの具体性等を考慮し、効率的なモニタリングの形を検討していきたい。

- ✓ 透明化法の対象となる理由は、問題を起こしたからということではなく、特定分野でより透明な取引環境を整備する上でカギを握るリーディングカンパニーとして指定されたもの。事業者にはブランド価値や信頼性の評判を強化する機会や取引先との相互理解を通じて業界の取引慣行を Win-Win に変えていくチャンスと捉えて、意欲的に取り組んでほしい。
- ✓ プラットフォーム事業者の取組のみならず、多様なステークホルダーの取組やステークホルダーと連携した取組も同様に重要となる。デジタル広告分野は、プライバシー、個人情報、ダークパターンに関わる消費者保護、アドフラウドに関わる海賊版対策等、多岐にわたる政策と密接に関連しつつ、メディア政策、ジャーナリズム等の民主主義の在り方とも深く関わる。他の政策領域と調和のとれた一貫性のあるグランドデザインの策定が求められている中、本検討がそのきっかけとなることを期待したい。
- ✓ プラットフォーム事業者がどのように透明性を確保しようとしているのか等、現状を把握するところから始めたい。加えて、定点観測すべき重要な指標を明らかにしたい。透明性の確保には、プラットフォーム事業者の自主的な取組で対応できる範囲と、自主的な取組だけでは不十分である範囲を明確化することも重要である。プラットフォーム事業者だけでは対応が困難だが、改善すべき社会全体の問題があれば明らかにし、業界全体を改善していくための方向性を検討するための情報共有ができるとうい。
- ✓ 本会合は透明化について議論する場であると認識しており、議事内容は、定期報告書を含め、公開で進めることが望ましい。また、プラットフォーム事業者は自己優遇を行っていないと説明しているが、利用事業者が何かをしないことでプラットフォーム事業者が不利益を課すこと、逆に、利用事業者が何かをすることでプラットフォーム事業者が利益を与えることがないかを確認していきたい。デジタル広告の分野では、価格や商流が不透明であることが課題であり、透明化法上の利用事業者の理解増進の観点から、プラットフォーム事業者に説明を求めている。また、約款について、プラットフォーム事業者が一方的に決定できる条項が多いため、透明性が十分にあるか、ステークホルダーが納得できる内容かどうかを確認していきたい。海外の競争当局による訴訟の動向についても情報提供してもらいたい。
- ✓ 本会合の議論や報告内容を共有することを通じて、広告主のデジタル広告への問題意識を高めることで、業界全体の状況の改善につなげていきたい。
- ✓ デジタル広告については、消費者からみても、広告の質が問われており、不当な広告を通じて購入した商品やサービスに係る通販トラブルもなっている。こうした点について積極的に意見を出していきたい。
- ✓ デジタルプラットフォームの透明性、公平性の向上は新聞社各社が求めている方向性であり、各社の意見を募った上で共有したい。
- ✓ アドフラウドやブランドセーフティ等の品質に関わる課題は全てのステークホルダーが取り組むべき協調領域の課題であり、業界全体でどのように対抗していくかが重要となる。他方、自社優遇等の利益相反については競争領域の課題である。パーソナルデータ等に関する課題は、個人情報等の一般ユーザーへの配慮が求められていることから、BtoC を意識して検討すべき。国内外法制度との整合性も考えながら取り組んでいくべき。
- ✓ 今後のモニタリングに当たって注目したいポイントは、アドフラウドや、違法サイトにデジタル広告を掲載して違法業者の収益化を支援することで違法なコンテンツを我が国にまき散らすような広告

仲介を、デジタル広告業者はどのように管理しているのか、これに対して正しく社会的な責任を負ってビジネスをしているのかという点である。

- その後、欠席した委員等からのコメントを事務局から共有した。概要は以下のとおり。
- ✓ 昨年度、プラットフォーム事業者から様々な情報が提供され、公表されたことはプラットフォーム事業者と利用事業者の相互理解に役立ち、高く評価できる。一方、表示順位の自己優遇等、外部から見えにくくプラットフォームをめぐる問題の根幹をなす課題の解決には現状のアプローチで核心に迫ることは困難という印象。昨年度の成果はプラットフォーム事業者の任意の協力で実現しており、法的拘束力がないため継続性に不安がある。また、海外のプラットフォーム事業者を念頭に置くと、勧告に至らない行政指導は、行政処分を受けなかったため問題ない、との誤ったメッセージとして伝わらないかを危惧している。行政指導の対象事業者名や大臣評価案に対するパブリックコメント提出者名は公表する方向が望ましく、プラットフォーム事業者の定期報告書についても、完全に公開とするか、非公開とする項目を事前に決めることが望ましい。
- ✓ 昨年度、利用事業者からの情報提供から見えた課題について、プラットフォーム事業者がどのように改善、対処したか注視している。問題の状況が続くのであれば、一層の指導が必要。
- その後、委員等の発言に対し、事務局から回答がなされた。概要は以下のとおり。
- ✓ 本日の委員・オブザーバーからいただいたご意見を基に、座長と相談しつつ、今後の議論の進め方を検討していきたい。
- ✓ 透明化法上の勧告に至らない個別事案については、本来、公表する必要はないが、法の運用状況を透明にする観点、デジタルプラットフォーム事業者の透明化法に対する理解を一層深めることで、同様の事案の発生を抑止する観点から公表を行っている。企業名の公表の取扱いについても、透明化法の遵守、自主的な調査、再発防止措置について、事業者にインセンティブを付与することを考慮している。
- ✓ 英訳での情報発信については、昨年度の御指摘を踏まえ、大臣評価の内容を英訳の上、対外公表するとともに、事務局としても、これを活用した説明を行っている。
- ✓ デジタルプラットフォーム事業者からの定期報告書の公表については、法令上は、報告書の概要を公表することになっているが、できる限り評価対象となる事実関係を公開していくことが大事であると考えから、営業秘密や個別事案などの事情がない限り、公表を求めている
- ✓ パブリックコメントでの意見の取扱いについて本日のご指摘を踏まえつつ、今年度の対応を検討していく。
- ✓ 政策面でのコラボレーションについて、消費者庁や公正取引委員会とも現状連携しているところ、引き続き積極的に各省庁と連携していきたい。
- その後、岡田座長よりとりまとめのコメントがなされた。
- ✓ モニタリングに基づく評価を継続的に実施し、有効に機能させるため、いただいた指摘を踏まえて議

論を進めていきたい。本年度から取扱うデジタル広告分野を含め、デジタルプラットフォームの事業はビジネスモデルが多様であり、分からない点もあるが、多様性にも留意した上で、どのように運用を改善していくか議論していきたい。また、透明化法が有効に機能するためには、補完的な政策手段との連携を意識することも必要である。モバイルエコシステムの議論にも注目しながら、透明化法の中で何ができるかを検討していきたい。関係省庁にも協力を仰ぎたい。

以上

※ 本議事要旨は、会合の模様等を事務局の文責において要約したものであり、事後修正の可能性があります。

【お問い合わせ先】

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

電話：03-3501-0397